

ユニットに属しない療養室又は病室（定員が一人以上のものに限る。）の利用者に対する行われるものである」と。

ハ ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（I）、ユニット型病

院療養病床短期入所療養介護費（I）、ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費（I）又はユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費（I）を算定すべき指定短期入所療養介護に係る別に厚生労働大臣が定める基

準

ヒ ユニットに属する療養室等（指定居宅サービス基準第百五十五条の二に規定する療養室等をいう。以下二において同じ。）（介護老人保

健施設基準第四十一条第二項第一号イ（3）i 又は指定介護療養型医療施設基準第三十九条第二項第一号イ（3）i、第四十条第二項第一号イ

（3）i 若しくは第四十一条第二項第一号イ（3）i（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成十七年厚生労働省令第 号。以下「この省令」第十三号、第十七号及び第一二一号において「指定居宅サービス基準改正省令」という。）附則第四条第一項又は第六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）を満たすものに限る。）の利用者に対して行われるものである」と。

ニ ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（II）、ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費（II）、ユニット型診療所療養病床短期入所療養介護費（II）又はユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費（II）を算定すべき指定短期入所療養介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

準

ト ユニットに属する療養室等（介護老人保健施設基準第四十一条第二項第一号イ（3）ii 又は指定介護療養型医療施設基準第三十九条第二項第一号イ（3）ii、第四十条第二項第一号イ（3）ii若しくは第四十一条第二項第一号イ（3）ii、第四十二条第二項第一号イ（3）ii、第四十三条第二項第一号イ（3）ii若しくは第四十四条第二項第一号イ（3）ii又は指定介護療養型医療施設基準第三十九条第二項第一号イ（3）ii、第四十条第二項第一号イ（3）ii、第四十一条第二項第一号イ（3）ii、第四十二条第二項第一号イ（3）ii若しくは第四十三条第二項第一号イ（3）ii、第四十四条第二項第一号イ（3）ii（指定居宅サービス基準改正省令附則第四十一条第二項第一号イ（3）ii）を満たすものに限るものとし、介護老人保健施設基準第四十一条第二項第一号イ（3）ii又はユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費（II）又はユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（II）を算定すべき指定短期入所療養介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

十一 平成十七年十月一日以後從来個室を利用する者に対する指定短期入所療養介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

イ 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所の療養室（介護老人保健施設基準第三条第二項に規定する療養室をいう。）における利用者一人当たりの面積が、八・〇平方メートル以下である」と。ロ 指定介護療養型医療施設である指定短期入所療養介護事業所の病室（指定介護療養型医療施設基準第三条第二項、第四条第二項又は第五条第二項に規定する病室をいう。）における利用者一人当たりの面積が、六・四平方メートル以下である」と。

ハ 療養病床を有する病院又は診療所である指定短期入所療養介護事業所の病室（医療法施行規則第十六条第二号の二又は第三号に規定する病室をいう。）における利用者一人当たりの面積が、六・四平方メー

トル以下である」と。

二 認知症病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所の病室

(指定居宅サービス基準第百四十三条第四号に規定する病室)をいう。

)における利用者一人当たりの面積が、六・四平方メートル以下である」と。

十二 指定介護福祉施設サービスの施設基準

イ 介護福祉施設サービス費又は旧措置入所者介護福祉施設サービス費を算定すべき指定介護福祉施設サービスの施設基準

1) 入所定員が二十五人以下又は三十一人以上であること。

(2) 介護職員又は看護職員の数(当該指定介護老人福祉施設が、一部ユニット型指定介護老人福祉施設(指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十九号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。)第五十条に規定する一部

ユニット型指定介護老人福祉施設をいう。以下この号において同じ。)である場合にあつては、当該指定介護老人福祉施設の介護職員又は看護職員の数及び当該指定介護老人福祉施設のユニット部分(指定介護老人福祉施設第五十一条に規定するユニット部分をいう。以下この号において同じ。)以外の部分に係る介護職員又は看護職員の数)が、常勤換算方法(指定介護老人福祉施設基準第二条第三項に規定する常勤換算方法をいう。以下この号において同じ。)で、入所者の数が三又はその端数を増すことにより一以上であること。

。

(3) 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法第七号ロに規定する基準に該

当していないこと。

ロ 小規模介護福祉施設サービス費又は小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費を算定すべき指定介護福祉施設サービスの施設基準

1) 入所定員が二十六人以上三十人以下であること。

2) イ(2)及び(3)に該当すること。

ハ ユニット型介護福祉施設サービス費又はユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費を算定すべき指定介護福祉施設サービスの施設基準

1) 入居定員が二十五人以下又は三十一人以上であること。

2) 介護職員又は看護職員の数(当該指定介護老人福祉施設が、一部

ユニット型指定介護老人福祉施設である場合にあつては、当該指定

介護老人福祉施設の介護職員又は看護職員の数及び当該指定介護老人福祉施設のユニット部分に係る介護職員又は看護職員の数)が、常勤換算方法で、入居者の数が三又はその端数を増すことにより一以上であること。

(3) 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法第七号ハに規定する基準に該当していないこと。

ニ ユニット型小規模介護福祉施設サービス費又はユニット型小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費を算定すべき指定介護福祉施設サービスの施設基準

1) 入居定員が二十六人以上三十人以下であること。

2) イ(2)及び(3)に該当すること。

十三 指定介護福祉施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

イ 介護福祉施設サービス費^(I)、小規模介護福祉施設サービス費^(I)、旧措置入所者介護福祉施設サービス費^(I)又は小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費^(I)を算定すべき指定介護福祉施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニット（指定介護老人福祉施設基準第三十八条に規定するユニットをいう。以下この号において同じ。）に属さない居室（指定介護老人福祉施設基準第三条第一項第一号に規定する居室をいう。以下ロ及び次号において同じ。）（定員が一人のものに限る。）の入所者に対して行われるものであること。

ロ 介護福祉施設サービス費^(II)、小規模介護福祉施設サービス費^(II)、旧措置入所者介護福祉施設サービス費^(II)又は小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費^(II)を算定すべき指定介護福祉施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニットに属さない居室（定員が一人以上のものに限る。）の入所者に対して行われるものであること。

ハ ユニット型介護福祉施設サービス費^(I)、ユニット型小規模介護福祉施設サービス費^(I)、ユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費^(I)又はユニット型小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費^(I)を算定すべき指定介護福祉施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニットに属する居室（指定介護老人福祉施設基準第四十条第一項第一号イに規定する居室をいう。以下二において同じ。）（指定介護老人福祉施設基準第三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）を満たすものに限る。）の入居者に対して行われるものである」と

老人福祉施設基準第四十条第一項第一号イ(3)(i)（指定居宅サービス基準改正省令附則第三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）を満たすものに限る。）の入居者に対して行われるものである」と

二 ユニット型介護福祉施設サービス費^(II)、ユニット型小規模介護福祉施設サービス費^(II)、ユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費^(II)又はユニット型小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費^(II)を算定すべき指定介護福祉施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニットに属する居室（指定介護老人福祉施設基準第四十条第一項第一号イ(3)(ii)を満たすものに限るものとし、同(i)（指定居宅サービス基準改正省令附則第三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）を満たすものを除く。）の入居者に対して行われるものである」と。

十四 平成十七年十月一日以後從来型個室に入所する者に対する指定介護福祉施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

指定介護老人福祉施設の居室における入所者一人当たりの面積が、十五平方メートル以下であること。

十五 介護保健施設サービスの施設基準

イ 介護保健施設サービス費を算定すべき介護保健施設サービスの施設基準

(1) 看護職員又は介護職員の数（当該介護老人保健施設が、一部ユニーク

十二 介護保健施設サービスの施設基準

イ 介護保健施設サービス費^(I)を算定すべき介護保健施設サービスの施設基準

(1) 看護職員又は介護職員の数が、常勤換算方法（介護老人保健施設

ジト型介護老人保健施設である場合にあつては、当該介護老人保健施設の看護職員又は介護職員の数及び当該介護老人保健施設のユニット部分以外の部分に係る看護職員又は介護職員の数)が、常勤換算方法をいう。以下この号において同じ。)で、入所者の数が三又はその端数を増すことに一以上であること。

(2) 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法第八号口に規定する基準に該

当していないこと。

ロ ユニット型介護保健施設サービス費を算定すべき介護保健施設サービスの施設基準

(1) 看護職員又は介護職員の数(当該介護老人保健施設が、一部ユニット型介護老人保健施設である場合にあつては、当該介護老人保健施設の看護職員又は介護職員の数及び当該介護老人保健施設のユニット部分に係る看護職員又は介護職員の数)が、常勤換算方法で、入居者の数が三又はその端数を増すことに一以上であること。

(2) 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法第八号ハに規定する基準に該当していないこと。

十六 (略)

十七 介護保健施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

イ 介護保健施設サービス費(I)を算定すべき介護保健施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニット(介護老人保健施設基準第三十九条に規定するユニットをいう。以下この号において同じ。)に属さない療養室(介護老人保健施設基準第三条第二項第一号に規定する療養室をいう。以下口及び次号において同じ。)(定員が一人のものに限る。)の入所者に対する行つられるものであること。

ロ 介護保健施設サービス費(II)を算定すべき介護保健施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニットに属さない療養室(定員が二人以上のものに限る。)の入所者に対する行つられるものであること。

ハ ユニット型介護保健施設サービス費(I)を算定すべき介護保健施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニットに属する療養室(介護老人保健施設基準第四十一条第二項第一号に規定する療養室をいう。以下二において同じ。)(介護老人保健施設基準第四十一条第二項第一号イ(3)(i)(指定居宅サービス基準改正省令附則第四条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)を満たすものに限る。)の入所者に対する行つられるものであること。

ニ ユニット型介護保健施設サービス費(II)を算定すべき介護保健施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニットに属する療養室(介護老人保健施設基準第四十一条第二項第一号イ(3)(ii)を満たすものとし、同(i)(指定居宅サービス

の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成十一年厚生省令第四十号)第一条第一項に規定する常勤換算方法をいう。以下この号において同じ。)で、入所者の数が三又はその端数を増すことの一以上であること。

(2) 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法第八号口に規定する基準に該当していないこと。

ロ 介護保健施設サービス費(II)を算定すべき介護保健施設サービスの施設基準

(1) 看護職員又は介護職員の数が、常勤換算方法で、入所者の数が三六又はその端数を増すことに一以上であること。

(2) イ(2)に該当するものであること。

十三 (略)

基準改正省令附則第四条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)を満たすものを除く。)の入居者に対し行われるものである」と。

十八 平成十七年十月一日以後從来型個室に入所する者に対する介護保健施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

介護老人保健施設の療養室における入所者一人当たりの面積が、八・〇平方メートル以下であること。

十九 指定介護療養施設サービスの施設基準

イ 療養型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの施設基準

第六号への規定を準用する。この場合において、同号ハ(1)(五)中「第四号ロ(2)」とあるのは、「第九号イ(2)」と読み替えるものとする。

ロ ユニット型療養型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの施設基準

第六号ニの規定を準用する。この場合において、同号ニ(4)中「第四号ロ(3)」とあるのは、「第九号ロ(3)」と読み替えるものとする。

ハ 診療所型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの施設基準

第六号ホの規定を準用する。

二 ユニット型診療所型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの施設基準

第六号ヘの規定を準用する。

ホ 認知症疾患型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの施設基準

第六号トの規定を準用する。この場合において、同号ト(1)(五)中「第四号ロ(2)」とあるのは、「第九号イ(2)」と読み替えるものとする。

ヘ ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの施設基準

第六号チの規定を準用する。この場合において、同号ヘ(4)中「第四号ロ(3)」とあるのは、「第九号イ(3)」と読み替えるものとする。

二十 指定介護療養施設サービスに係る病院療養病床療養環境減算の施設基準

設サービスの施設基準

第六号トの規定を準用する。この場合において、同号ト(1)(五)中「第四号ロ(2)」とあるのは、「第九号イ(2)」と読み替えるものとする。

ヘ ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの施設基準

第六号ヘの規定を準用する。

ホ 認知症疾患型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの施設基準

第六号ニの規定を準用する。この場合において、同号ニ(1)(五)中「第四号ロ(2)」とあるのは、「第九号イ(2)」と読み替えるものとする。

二十一 指定介護療養施設サービスに係る診療所療養病床療養環境減算の施設基準

設サービスの施設基準

第六号の規定を準用する。この場合において、同号ロ(4)中「指定居宅サービス基準第百四十二条」とあるのは、「指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第四十一号)第二条」と読み替えるものとする。

二十二 指定介護療養施設サービスに係る診療所療養病床療養環境減算の施設基準

設サービスの施設基準

第六号の規定を準用する。この場合において、同号ロ(4)中「指定居宅サービス基準第百四十二条」とあるのは、「指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第四十一号)第二条」と読み替えるものとする。

二十三 指定介護療養施設サービスに係る診療所療養病床療養環境減算の施設基準

設サービスの施設基準

第六号の規定を準用する。この場合において、同号イ(3)中「指定居宅サービス基準第百四十二条」とあるのは、「指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準附則第四条」と読み替えるものとする。

二十四 指定介護療養施設サービスの施設基準

イ 療養型介護療養施設サービス費(I)の療養型介護療養施設サービス費

(i)、療養型介護療養施設サービス費(II)の療養型介護療養施設サービス費

(ii)、療養型介護療養施設サービス費(III)の療養型介護療養施設サービス費

ス費⁽ⁱ⁾、診療所型介護療養施設サービス費^(j)の診療所型介護療養施設
サービス費⁽ⁱ⁾、診療所型介護療養施設サービス費^(j)の診療所型介護療
養施設サービス費⁽ⁱ⁾、認知症疾患型介護療養施設サービス費^(j)の認知
症疾患型介護療養施設サービス費⁽ⁱ⁾、認知症疾患型介護療養施設サービス費^(j)の認知
症費⁽ⁱ⁾の認知症疾患型介護療養施設サービス費^(j)又は認知症疾患型
介護療養施設サービス費⁽ⁱ⁾、認知症疾患型介護療養施設サービス費^(j)の認知
(i)を算定すべき指定介護療養施設サービスに係る別に厚生労働大臣が
定める基準

(ii) ツト（指定介護療養型医療施設基準第三十七条に規定するニ二
ツトをいう。以下この号において同じ。）に属しない病室（指定介護
療養型医療施設基準第三条第二項、第四条第一項又は第五条第二項に
規定する病室をいう。以下ロ及び次号において同じ。）（定員が一人
のものに限る。）の入院患者に対する行為の料金のうち。

ロ 指定介護療養施設サービス費⁽ⁱ⁾の療養型介護療養施設サービス費
(ii)、療養型介護療養施設サービス費^(j)の療養型介護療養施設サービス
費⁽ⁱ⁾、療養型介護療養施設サービス費^(j)の療養型介護療養施設サービス
費⁽ⁱ⁾、療養型介護療養施設サービス費^(j)の療養型介護療養施設サービス
費⁽ⁱ⁾、療養型介護療養施設サービス費^(j)の療養型介護療養施設サービス
費⁽ⁱ⁾の認知症疾患型介護療養施設サービス費^(j)又は認知症疾患型
介護療養施設サービス費⁽ⁱ⁾の認知症疾患型介護療養施設サービス費^(j)

(ii)を算定すべき指定介護療養施設サービスに係る別に厚生労働大臣が
定める基準

ニニツトに属さない病室（定員が二人以上のものに限る。）の入院
患者に対する行為の料金のうち。

ハ ニニシト型療養型介護療養施設サービス費⁽ⁱ⁾、ニニシト型診療所型
介護療養施設サービス費^(j)又はニニシト型認知症疾患型介護療養施設
サービス費⁽ⁱ⁾を算定すべき指定介護療養施設サービスに係る別に厚生
労働大臣が定める基準

コニツトに属する病室（指定介護療養型医療施設基準第三十九条第
二項第一号イに規定する病室をいう。以下二において同じ。）（指定
介護療養型医療施設基準第三十九条第二項第一号イ(3)i、第四十条第
二項第一号イ(3)i又は第四十一条第二項第一号イ(3)i（指定居宅サー
ビス基準改正省令附則第六条第二項の規定により読み替えて適用する
場合を除む。）を満たすものに限る。）の入院患者に対して行われる
行為の料金のうち。

ハニシト型療養型介護療養施設サービス費⁽ⁱ⁾、ニニシト型診療所型
介護療養施設サービス費^(j)又はニニシト型認知症疾患型介護療養施設
サービス費⁽ⁱ⁾を算定すべき指定介護療養施設サービスに係る別に厚生
労働大臣が定める基準

ヒニシトに属する病室（指定介護療養型医療施設基準第三十九条第
二項第一号イ(3)ii、第四十条第二項第一号イ(3)ii又は第四十一条第二
項第一号イ(3)iiを満たすものに限るものとし、指定介護療養型医療施
設基準第三十九条第二項第一号イ(3)i、第四十条第二項第一号イ
(3)i又は第四十一条第二項第一号イ(3)i（指定居宅サービス基準改正

省令附則第六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）を満たすものを除く。）の入院患者に対して行われるものである」と。

〔十三〕平成十七年十月一日以後従来型個室に入院する者に対する指定介護療養施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

イ 療養病床を有する病院又は診療所である指定介護療養型医療施設の病室における入院患者の一人当たりの面積が、六・四平方メートル以下である」と。
ロ 認知症病棟を有する病院である指定介護療養型医療施設の病室における入院患者の一人当たりの面積が、六・四平方メートル以下である」と。